

デジタル・アーキビスト養成機関の認定に関する規程

特定非営利活動法人

日本デジタル・アーキビスト資格認定機構

(称号の認定)

第1条 特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）は、本規程に定める要件を満たした機関に、デジタル・アーキビスト養成機関の称号を付与する。

(称号の使用)

第2条 デジタル・アーキビスト養成機関の称号は、本機構による称号認定証の交付を受けた機関でなければ、使用することができない。

(称号の取得)

第3条 デジタル・アーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、当該機関において次に示す標準カリキュラムを実施し、単位を取得させるものでなければならない。

必修科目【(6科目 各2単位 計12単位)】

| |
|--------------------|
| デジタルアーカイブ概論 |
| デジタルアーカイブ文化・メディア論 |
| デジタルアーカイブ対象選定・権利処理 |
| デジタル保存・管理技術 |
| デジタルアーカイブ経営論 |
| デジタルアーカイブ政策論 |

選択分野【(20単位)】

| |
|-----------------|
| デジタルアーカイブと教育 |
| デジタルアーカイブと博物館 |
| デジタルアーカイブと図書館 |
| デジタルアーカイブと産業 |
| デジタルアーカイブと自治体 |
| デジタルアーカイブと専門職技能 |

ただし、当面は次に示す旧標準カリキュラムを実施し、単位を取得させることも認める。

必修科目【(5科目 各2単位 計10単位)】

| |
|----------------|
| デジタルアーカイブ文化論 |
| デジタルアーカイブメディア論 |
| 計画と資料の収集 |
| デジタルアーカイブ選定評価 |
| 保存とメタデータ |

選択科目【(2科目 各2単位 いずれかの科目2単位以上)】

| |
|----------------|
| デジタルアーカイブ実践 |
| デジタルアーカイブ活用と評価 |

選択分野【(22単位以上)】

| |
|----------------|
| デジタルアーカイブと教育 |
| デジタルアーカイブと博物館 |
| デジタルアーカイブと図書館 |
| デジタルアーカイブ活用と観光 |
| デジタルアーカイブと提示 |
| デジタルアーカイブと収集 |

- 2 標準カリキュラムとは別に養成機関で設定する分野に応じて授業内容を定める場合は、カリキュラム委員会の審査を経なければならない。
- 3 選択科目については、当該機関の特色ある科目とする。
- 4 選択分野については、選択した分野の資格取得（教員免許、博物館学芸員、図書館司書、観光関連資格）もしくは、専門単位の取得を条件とする。詳細は各機関で設定する。

(指導者)

第4条 デジタル・アーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、授業を担当する指導者として、上級デジタル・アーキビストの資格を有する指導者2名（うち1名以上は専任指導者）を配置しなければならない。

(機材・備品等)

第5条 機材・備品は、デジタル・アーキビスト養成教育に必要な機能をもつものを備えるものとし、その内容については、カリキュラム委員会の審査を経なければならない。

(実情調査)

第6条 実施状況について、必要に応じ本機構が随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定証を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第7条 デジタル・アーキビスト養成機関の認定を受けようとする機関は、別に定めるデジタル・アーキビスト養成機関認定証交付申請書に必要事項を記入して、本機構会長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請における指導者については、上級デジタル・アーキビスト資格認定証のコピー及び在職を証明する書類のコピーを添付しなければならない。また指導者に変更があった場合は、その都度これらの書類を本機構に提出しなければならない。

(認定証交付)

第8条 本機構会長は、前条第1項の申請があったときは、必要事項の審査を行い、可及的速やかに、別紙様式による認定証を交付する。

- 2 前項の認定証の有効期間は、認定証交付の年度を除き、3年後の3月31日までとする。
- 3 認定証の再交付を受けようとする機関は、前条第1項の規定に基づき申請しなければならない。

(申請年度等)

第9条 申請の期限は、毎年6月末日及び12月末日とする。

(申請費用)

第10条 交付に要する費用は、1養成機関あたり20万円とする。次年度以降毎年度初めに年会費の10万円を納入するものとする。ただし、養成数が20名以下の場合には5万円とする。

附則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 11 月 14 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 11 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。